



京都・高台寺の竹林

photo by Y. Kadota

平成14年の司法書士法の改正により、所定の研修を修了した司法書士のうち簡裁訴訟代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した者は、簡易裁判所において一定の訴訟代理行為等を行うことができることとされました。そして、その認定を受けるために、今年の2月にも、第5回司法書士特別研修が約1ヶ月にわたって行われ、6月には簡裁訴訟代理等能力認定審査が実施されました。その結果の発表が9月1日・・・私も無事に認定を受けることができました。

簡裁訴訟代理等関係業務といっても、ピンと来ない方ばかりかと思えます。簡単に言ってしまうと、簡易裁判所で取り扱う手続きについて代理ができる（例外もありますが・・・）ということです。裁判所法第33条によると、簡易裁判所は訴訟の目的の価額が140万円以下の事件を取り扱いますので、比較的少額の争いについては、認定された司法書士が関与できることになったわけですね。

認定審査には通りましたが、裁判実務経験はまだまだ足りません。これから実務や様々な研修を通し、自己研鑽を重ねて、皆様のご依頼に円滑にお応えできるように努めてまいります。今後も益々のご厚情を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

司法書士・行政書士 門田 修  
社会保険労務士 門田 陽子





## 特集:会社法施行実務

### ■取締役会議事録②■

(会社法第369条・会社法施行規則第101条参照)

取締役会設置会社においては、原則として取締役会議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、法定の事項を記載のうえ署名・記名押印・電子署名をしなければなりません。取締役会は株式会社の実際の運営をしていく機関ですから、その場で議論・議決されたことをきちんと書面に残しておくのは“責任の所在を明確にしておく”という点から当然ですね。ちなみに取締役会の決議に参加した取締役において、その議事録に「～は異議を述べた」などと特に記載のない者については、その決議事項に賛成したものと推定されるという取り扱いになっています。よって、株主等から取締役としての責任を追及された場合には、その推定を覆さない限り、その責任から逃れられないということになりますね。後々、「実は議事録の内容をあまり見ないで署名したんだ」と言っても、まさに“後の祭り”です。

取締役会が設置されていない株式会社では、その業務執行については取締役の過半数の一致で決議していくわけですが、会社法上はその議事録の作成は要求されていません。作成義務はないのです。しかし、業務執行における取締役の責任を考えると、その業務執行に至る過程をきちんと残すべきであり、その議事録を作成し、会社に保管しておくことは、会社・株主・取締役の誰にとっても、望ましいと考えられますね。

### News: 三菱東京UFJとJT B、団塊向けサービスで提携

三菱東京UFJ銀行と旅行最大手のJT Bは、シニア世代向け業務の提携で基本合意しました。来年1月に専用の会員組織を立ち上げ、預金金利などを優遇するほか、旅行相談や資産運用相談などに応じる計画です。一定以上の金融資産を抱える団塊世代など30万人の加入を目指すそうです。

団塊の世代向けの競争は熾烈を極めていきます。様々なアイデアで1000万人とも言われる団塊の世代の興味関心をつかもうというものですね。



## 労働契約法、労基法の在り方審議再スタート

6月27日開催を最後に、議論の進め方に対する労使の反発から中断していた労働政策審議会労働条件分科会が、31日、2ヵ月ぶりに再開されました。そもそもの発端は、厚生労働省が示した「労働契約法制・労働時間法制の在り方(案)」。

使用者側は、大企業を中心に有期雇用や割増賃金の取扱いに反発し、中小企業は、ホワイトカラー・エグゼンプション制度や解雇の金銭解決は法制化してもらっても活用できるかわからないと、戸惑いを残しました。

労働側は、就業規則変更の合理性推定の取扱い、解雇の金銭解決、ホワイトカラー・エグゼンプション制度に、強い反発を示しました。

公益委員、事務当局が困惑する中で、労使委員は思惑は違えども一致して審議中断に追い込んだ経緯があります。2ヶ月の冷却期間を置いての再開。この秋以降の議論に注目していきます。これからも審議の動向をお知らせしていきます。

### News: 最低賃金 宮城では628円-10月1日から

2006年度改訂では、全都道府県で最低賃金が引き上げられることになりました。引上げ幅は6円から2円。改訂後において、最低賃金の絶対額が高いのは、「東京都719円、神奈川県717円、大阪府712円など」、逆に低いのは「青森県、岩手県、沖縄県の610円」。全国加重平均額は「673円」となります。詳しい情報はこちらから。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/09/h0901-3.html>

### 魔法の「いろづかい」VOL.2

#### いい色ってどんな色?

なんだか自然と嬉しくなる色。安心する色。いい色は、自然と体の緊張をほぐし、意識をはっきりさせ、気持ちを前向きにしてくれます。でも嬉しくなる色は時によって変化するもの。あなたが今、最も穏やかになることができる色は何色?

#### 今月は…稲穂の色～黄

明るさの中に表情がある、といえ黄色。暗い色との組み合わせでとても目だって感じられます。それは人間の脳が良く刺激を受け、活性化される色だからです。危険表示などに決まって使われるのはそのせい。

素直に人を喜ばせ、笑わせ、人に近づく勇気を与え、注目を集めてくれる黄色。衣服に黄色を入れたり、小物として身に着けたりしてはいかがでしょう。(「幸せを呼ぶ色使いレッスン」より)

Kadota office.com 2006.9 #発行: 2006年9月15日 #編集・構成: Kadota-Office



#### 編集後記:

遅い夏休みを頂いて、8月末、山梨に行ってきました。勝沼周辺は果樹の産地。このときはまさにぶどう園が最盛期を迎えていました。どこの家の玄関も日よけ代わりにぶどう棚。ひとつひとつの房に丁寧にカバーが掛けられて大切に育てられていました。立ち寄った農家の販売所で桃とぶどうを試食。季節の味に感動・・・日本全国、どこでも同じ品質のよいものが手に入ることは経済発展の証です。けれど、こんな地域の味や風景もずっとずっと大切にしていきたいものです。いよいよ味覚の秋。健康と自分の身体と見比べながら・・・日本の味を楽しみたいと思います。

★ 発行: 門田 修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田 修  
門田陽子 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田 陽子

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F

◎ TEL: 022-271-6751 ㊟ FAX: 022-271-6758

🌐 URL: <http://www.kadota-office.com/> 📧 mail: [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)

📅 修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> 📅 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

